

# 柳田国男の両墓制論

— 沖縄の葬墓制と両墓制研究 —

加藤 正春

## 一 はじめに

両墓制研究史のなかで、従来、柳田国男が両墓制にふれた議論として取り上げられてきたものは、「葬制の沿革について」（一九二九年）である。この論文で、柳田は両墓制という用語を用いていないが、そこで柳田が三昧などと呼ばれる葬地としての埋め墓と、死者を記念して祭る祭地が別にある墓制を論じた点で、両墓制の解明に指向した最初の研究として評価されたのである（最上 一九五六・八〇〇〜八一）。

一方、「先祖の話」第五六章には「両墓制」ということばが用いられている。しかし、そこに展開されている柳田の両墓制論は、これまでの両墓制研究のなかで取り上げられることはなかったようである。その理由はよく分からないが、それは両墓制研究史上の大きな欠落である。さらに、五六章の議論は、柳田が「先祖の話」で展開する、人々の霊魂観念とその変容に関する議論の一部をなしている。この章を理解することは、柳田の両墓制論を理解するのみでなく、「先祖の話」における柳田の仮説構成の論理を理解し、その変容に関する柳田の議論の様相を確認する機会でもある。それは、両墓制研究の上でも、柳

田理解の上でも、必要な事柄であるように思われる。

本稿で私は、「墓所は祭場」と題された「先祖の話」五六章の内容を読み取り、柳田の両墓制論を理解することを試みる。同時に、「先祖の話」における柳田の霊魂観にかかわる議論について、少なくともその一部の、体系的理解を試みることも意図している。二つの議論はどのように結びつくのか、それはその後の研究にどのような影響を与えたのか。こういった点は、研究史上の興味ある問題である。本稿は、このような問題にアプローチする端緒となることを目指すものである。<sup>1)</sup>

## 二 沖縄葬墓制研究と両墓制仮説—比較の視座—

一九二九年に著された「葬制の沿革について」で柳田は、伊波普猷の「南島古代の葬儀」（一九二七年）を受けて、自らの資料も用いながら沖縄の葬墓制の検討を試みた。そこで柳田は、沖縄の墓制に関する伊波の一系列的発展図式を否定して、当該領域のいくつかの問題にかかわる柔軟な機能・構造論的アプローチを示した。そして、それと比較しながら、本土日本の葬墓制の歴史的变化を詳細に追おうとした（加藤 二〇一二a）。

この過程で柳田は、本土にもかつて改葬習俗がみられ、骨を別の祭場に移して祖先を祭る祭祀が行われたことを仮定した。この仮定は、後に柳田の手によって監査され、取り下げられたが（加藤 二〇一二a・六七〜六八）、その後も沖縄の洗骨改葬法と柳田仮定との関連が問われ続け、両墓制と洗骨改葬習俗の比較がさまざまに試みられてきた。しかし、柳田が取り下

げたその仮定を、取り下げ後に評価して墓制研究に用いようとするのならば、本人の否定を否定して、仮定を支持する論点を新たに提示してからそれを行わなければならない。これまでの両墓制研究史のなかでそのような作業が行われたようにはみえないから、沖繩の改葬習俗と両墓制に関する、この観点からの比較や仮説構成には意味がない。

沖繩の葬墓制と本土のそれとの比較は、共同墓（一定の区画を人々が共同で利用する追葬墓）の葬法をめぐって行うのが適切である。沖繩宮古諸島の一部で行われている洗骨をとまわらない改葬葬法は、共同墓に新たな死者を葬るために、墓内の古い死者の死骨を整理する。当該地域の共同墓では、そこに葬られた死者は、つねに次の死者のためにその場所を明け渡し、整理される存在である。その整理作業は、新葬者がたときにその葬儀担当者が行い、当該死者の家族がかかわることはない。共同墓に葬られた死者の扱いは、その家族の手を離れ、共同墓を利用する側の管理のもとに置かれる。

私はこのような共同墓の利用ルールを共同墓の論理と呼ぶが（加藤 二〇二〇：二七九～三〇八）、同じ論理は本土日本で両墓制を構成する埋め墓でみいだされる。埋め墓は集落の人々が共同で利用する追葬墓であり、埋葬された死者はその埋葬地点をつねに次の死者に明け渡す存在として位置づけられる。埋め墓では、埋葬地点をその死者の墓として囲い込み、占有することとは許されない。新葬者の埋葬地点は、前葬者の埋葬場所から離れた地点が選ばれるが、墓穴掘りの際に古い死者の死骨がで

ると、それは墓穴掘りの担当者の手で処理される。埋葬された死者は、その共同利用者の手で管理されるのである。

このような埋め墓の利用ルールは、集落の共同性によって担保される。本土日本では、やがて家觀念が確立して墓制領域におよび、家墓を設け、さらにそこに石塔を立てる慣習が広がった。しかし、すでに埋め墓をもつ集落では、その共同墓制がそのまま維持され、家々がそこに家墓を設けることはできなかった。墓制に関する集落の共同性が強固であり、埋め墓を家ごとの区画に切り分けて再配分することや、そこに石塔を立てることは認められなかったのである。とくに、後者は、埋め墓の一画を占有してその共同利用を妨害するから、当然に否定された。これらの村では、家々は別の場所に石塔を立てることによって、自らの家觀念を表出することになった。それは「半分だけの家墓」とでも呼ぶような、埋葬をとまわらない、石塔のみの形態をとるものになった。

近世期の都市や新田開発村では、墓制に関する町場や集落の共同性は弱く、家々は特定の土地区画を選択して囲い込み、それを自家の墓として、石塔付きの家墓を設けることができた。山村では地形的、環境的条件のもとで、特定の土地区画を家墓として囲い込むことを行わず、自畑や自らの屋敷の控え地の一隅に、家の死者を埋葬するという形で家觀念が表出されることになった（加藤 二〇一二b）。

近世から近代にいたる本土日本の墓制の多様性は、家觀念が墓制領域におよぶ際に、集落の共同性の強弱や、地形的・環境

的条件のあり方等との相互作用のもとで形成されてきたのである。両墓制という民俗はその一部であり、墓制に関する集落の強い共同性が、家観念の墓制領域への自由な表出を抑えた結果出現した、特異な家墓群であると評価することができる。

なお、沖繩でも近世期から近代期にかけて家観念が形成され、それは本土日本と同様に墓制領域にもおよんだ。この動きは、一七世紀頃から士族階層に広がり、それが民間に下降する形で拡大していった。明治時代になると、この動きは県内各地にさらに広がって、多くの家々が、自らの家墓ないし一家墓を単独で、あるいは何軒かで共同して建てていった。

沖繩本島の北部地域では、一九世紀末から二十世紀にかけて、集落の人々が共同で利用する共同墓としての村墓をもつ集落が多く、南部では門中の人々が共同利用する共同墓としての門中墓が多く設けられていた。これらの共同墓は、宮古諸島の一部のそれとは異なり、そこに死者を葬って洗骨を施した後、墓奥にその骨を積み重ねる葬法をとっていた。

近代以降、新しく家墓を築造した人々は、家墓に自家の死者を葬るとともに、分かる限りの家系の死者の死骨を、共同墓から家墓に移した。ただし、共同墓に葬られたことは分かっているが、古く識別のつかない家系の死者の死骨は、共同墓の奥に積み重ねられたまま遺された。

こうして、この地域の家々は、家墓と共同墓という、自家の家系の死者を葬る二種の墓をもつことになった。沖繩における家観念は、本土日本とは異なる形式の二重墓制の形成を導いた

のである。ただし、沖繩本島北部では、村墓が第二次大戦後も維持されていた集落があり、家々の家墓形成の動きが一九七〇年代になって顕著になった地域もある。また、沖繩本島南部では、門中はその共同性を強く維持しており、門中墓から離れることになる個別の家墓形成の動きは弱い。

### 三 柳田國男の両墓制論

#### ―「先祖の話」第五六章の検討―

柳田が両墓制ということばを用いている文献は、「先祖の話」第五六章と、「社会教育と民間傳承」と題された一九四八年の論文のようである(柳田 一九四八、岩本 二〇〇六・四二)。ここでは主に前者を取り上げて、両墓制に関する柳田の議論を検討することにした。検討の底本として用いるのは新たな『柳田國男全集』第一五卷所収のもの(柳田 一九九八b)と、「先祖の話」の英訳本(YANAGITA 1988)である。なお、五六章を理解するためには「先祖の話」の他の多くの部分にも、文単位で言及する必要がある。理解のための準備作業は、「先祖の話」全体に行わなければならない。

#### (1) 準備作業

以下では「先祖の話」第五六章を含む全体を理解するための準備作業として、各章ごとに、文に順番に番号を付すことにする。文は、句点の存在をもって一文と数える。ただし、『柳田國男全集』第一五卷(初版第一刷)所収の「先祖の話」には、

句点と読点の誤植がある。単純にこの全集版を用いて、句点によって文を数えたのでは文数が確定しない。文数を数えるには、次に示す「誤植一覧表」(表1)を用いて句読点を修正するか、『定本柳田國男集(第十卷)』なり、筑摩文庫版『柳田國男全集(第一三卷)』所収の「先祖の話」を用いる必要がある。なお、自序と全八一章の文数を以下に示す(表2)。

以下の議論で引用・紹介する柳田の原文の表示は、たとえば(五六―一…一〇四)と表記する。この例は五六章第一文という意味であり、コロンのと後に記載ページ数を示す。英訳本を用いる場合には、(五六―一…e一二八〜一二九)と記す。五六章の第一文が英訳本一二八頁から一二九頁にかけて記載されているという意味である。なお、引用に際しては、原文の踊り字は、一部を除いて本字にもどすことにする。

(2) 主題と付随する語句(「一つの」「もとは」)

「墓所は祭場」と章題を付けられた「先祖の話」第五六章は、「墓所が又一つの屋外の祭場であつて、是と氏神の社とは神仏の差では決して無く、もとは荒忌のみたまを別に祭らうとする、先祖の神に対する心づかひから、考え出された隔離では無かつたかといふことを述べて見たい」(五六―一…一〇四)と書き出される。これが、この章の主題である。それは、①墓所が一つの屋外の祭場であること、②墓所は、もとは荒忌のみたまを別に祭るために、考えだされた隔離であつたこと、の二点からなる。

表1 柳田國男全集第一五巻初版第一刷所収『先祖の話』誤植一覧

頁	行	誤	正
16	18	御先祖になるのですと。 <u>珍</u> しく	御先祖になるのですと、 <u>珍</u> しく
24	15	少なくなかつた、 <u>是</u> 等の	少なくなかつた。 <u>是</u> 等の
83	12	共餐者の <u>列</u> は	共餐者の <u>例</u> は
91	12	振 <u>回</u> つて	振 <u>返</u> つて*
96	10	生れ替つて居る。 <u>其</u>	生れ替つて居る、 <u>其</u>
110	20	<u>檀</u> 火	<u>樺</u> 火
116	6	なかつたらう。 <u>と</u> 思つても	なかつたらう、 <u>と</u> 思つても
130	3	出来るやうになる。 <u>と</u> いふ風に	出来るやうになる、 <u>と</u> いふ風に
139	14	遺す方 <u>々</u>	遺す方 <u>法</u>
144	2	もとは多かつた、 <u>若</u> 葉の魂と	もとは多かつた。 <u>若</u> 葉の魂と

\*『定本柳田國男集第十巻』(1962年初版本)では「返」の字は旧漢字が用いられているが、この一覧表では新漢字で示す。

表2 『先祖の話』自序と各章の文数一覧

章数	章数		章数		章数		章数		章数		章数		章数		
自序	51	11	17	22	30	33	14	44	34	55	21	66	14	77	16
1	15	12	14	23	19	34	17	45	17	56	26	67	15	78	22
2	17	13	20	24	21	35	25	46	23	57	28	68	29	79	26
3	20	14	19	25	18	36	31	47	27	58	24	69	21	80	21
4	19	15	17	26	23	37	29	48	28	59	20	70	33	81	25
5	17	16	18	27	19	38	20	49	26	60	27	71	20		
6	22	17	13	28	24	39	21	50	15	61	15	72	22		
7	18	18	15	29	21	40	23	51	33	62	25	73	17		
8	16	19	22	30	24	41	16	52	29	63	26	74	27		
9	18	20	19	31	16	42	17	53	21	64	16	75	22		
10	18	21	19	32	19	43	28	54	22	65	27	76	28		

このうち、①で墓所が「一つの」屋外の祭場であるというの  
は、他にも祖霊を祭るための屋外の祭場があるということであ  
る。これは五五章で論じられた、「忌と穢れとを嚴重に遮断し  
て、清く祭らねばならぬ先祖のみたまの為に、屋外の一地を点  
定した」もの（五五―二〇…一〇三）を指す。それは、「この  
施設〔常設の社殿〕が具はつて、近世風の祭式を挙行」したも  
のか、「臨時に仮屋を作り、もしくは露地に幣束を樹て」て小  
さな氏神を「古風な質素な祭り方」で祭りつづけているもの  
（五五―一〇…一〇二〜一〇三）である。

ここでは「氏神」の祭祀が論じられているが、「氏神が本来  
氏の先祖を祀るものであつたことは、…その著しい実例が有る  
のみならず、今でも地方によつては家々の先祖たちが、氏神と  
なつたものと思つて居る人は多い…」（五四―一六…一〇一）  
とされる。氏神は氏の家々の先祖である。

そうすると、家の先祖は家の先祖棚で祭るのだから、先祖を  
氏神の祭で祭るのは二重の祭祀になってしまう（五四―一八…  
一〇一）。この点は次のように説明される。

氏は繁栄と共に次々と分れて行つて、之を統一する中央  
の力が、弛み衰へ又は消え去り、一方に分家別家は各その  
初代以下を、先祖として祭るを以て足れりとするやうにな  
つて居る。（五四―一九…一〇一〜一〇二）

氏は分節化し、分家別家も氏のネットワークに加わらず、それ  
ぞれの家系の先祖を祭るのみとなる。はじめの氏神の社はその  
まま残り、分節化した小氏や分家別家には、新たにそれぞれの

氏神社ないし先祖棚が設けられる。最初の氏神社で祭る先祖は遠くなり、別のものごとく感じられるようになるのである。

次に、同じ集落のいくつかの氏神は統合されて村の氏神となる。そうすると、「是が一つの区切りとなつて、以前は可能と考へられて居た次々の神の追加が無くなり」、氏神と家々の先祖とは「二つ別々のもののやうに」(五五―一一・一〇三)なる。ここでいう「神の追加」とは、三十三回忌のとぶらひ上げを契機として「人間の私多き個身を棄て去つて、先祖という力強い霊体に融け込」む(五七―五・一〇六)過程をいう。

家の死者の霊は家の先祖という霊体に融合し、それはさらに氏に属する家々の氏神として統合された霊体を構成する。しかし、村の複数の氏の氏神が一つに結びついた段階で、この霊的融合の最終階梯は失われる。ないしは更新される。個々の氏には別に新たな霊体が形成され、氏に属する家々の先祖霊はそちらに融合していく。個々の家の先祖霊が氏の氏神から上昇して、統合された村の氏神に統合されることはない。村の氏神と家々の先祖霊の間には、距離ないし隔離が生ずることになる。これは、五五章に述べられている次のような歴史過程を意味している。

忌と穢れとを嚴重に遮断して、清く祭らねばならぬ先祖のみたまの為に、屋外の一地を点定したことが、今ある十余余の国内の御社の、最大多数のもの起りであつたといふことと、それと家々の神棚みたま棚とは、同じ一つの系列の上に立つそれぞれの時代相で、寧ろ前者のやや家庭の

生活から遠ざかるにつれて、第二第三のものが必要になつたかといふことである。(五五―二〇・二〇三―一〇四)

国内の神社の多くは、家々の清き先祖霊を祭る家々の祭祀をその出発点とし、村の氏の分節化と氏々の神の統合に由来して、独立した神社となつたのである。なお、この引用では先祖棚ではなく「神棚みたま棚」と記されている。ここでは論拠を示した具体的な論証は省くが、柳田はこれらと同じものとみている。

氏神にまで上昇しうるこのような家々の清き先祖霊は、荒忌のみたまとは別に祭られなければならない。「仏教の教化の行渡るよりも前から、家には世を去つた人々のみたまを、新旧二つに分けて祭る方式があり、又その信仰があつた」(五二―一六・九七―九八)のである。

柳田は、「(過去一年のうちに、肉親と死に別れた者のいる家のような)もとはさうした寂しい家の盆と、主人の二親までがなほ長命して、楽しく集まつて居る家の先祖祭とは、はつきりと二種別々の行事であつたらうが、…」(三六―二〇・六八)と述べ、「昔からさふいふ新たな喪の有る家までが、この暮から正月へかけての魂祭を行ひ得たものかどうか。私はそれは許されないことであつたらうと思つて居るのだが、…」(三五―二〇、二一・六六)と記す。

盆と正月の祭祀に関するこれらの記述は推測形であり、「確信するだけの証拠は捉へていない」(三五―二一・六六)とされる。しかし、一方の祭祀が「忌と穢れとを嚴重に遮断して」

(五五—二〇…一〇三) 行われなければならないとするならば、荒忌の霊魂を同じ場所で同じ時に祭ることはできない。荒忌の霊魂は、「まだ和やかなる先祖祭にはふさはしからず、別に特殊な方法を以て先づその死後の生活を落付かせる必要を認めて居たのである」(三六—一九・六八)。別の特殊な方法の具体相は明確ではないが、少なくともその祭祀の場所や日時を違える必要があったのではないかと柳田は述べる。

以前は事によると荒忌の霊だけは、日をちがへ人を変へて、別の席で供養をして居たこと、ちやうど荒年の初みたまの如くでは無かつたかと思ふが、それにはまだ確かな証拠が無い。(五一—一九四)

ここでも記述は確証を欠くと記されるが、五六章で柳田は、その場所が墓所であつたと論じようとするのである。<sup>3)</sup>

主題②で「もとは」というのは、荒忌のみたまを祭る墓のそのような性格が、現状では変化していることを示唆する。五六章では、その変化の様相の検討が第三の主題である。

### (3) 墓所(ムシヨ)と此風習

主題提示文に続く第二文と第三文では、主題とは異なる命題が論じられる。それは、「死後に我々は何処へ行くか。又は霊魂は日頃は何処に留まつて居るか。」(五六—二〇三—一〇四) という命題である。死者が赴きその霊魂の留まる場所、すなわち他界はどこかというこの議論は、第八文まで続く。

柳田はこの命題を「到底知り究められぬ」とするが、「少な

くとも前人は通例どう考えて」いたかを明らかにする必要があるとする(五六—四一—一〇四)。当該命題を知り究めようとするのは神学であるが、当該命題に関する人々の考えを究明しようとするのは経験科学である。柳田はここでは、経験科学の立場を主張していることになる。

第六文では、その「最も新しい考へ方」として「墓へ土の下へ」という觀念が紹介される(五六—六—一〇四)。それは、「主として盆の魂迎に、墓所から精霊を誘導して来る風習に支持せられて居る」(五六—六—一〇四)。なお、英訳本では「墓へ土の下へ」という部分は、「the ground below the grave」(五六—六—e—一二九)とされ、「墓の地下」と訳されているので、以下ではこの表現を用いる。

「墓所から精霊を誘導して来る風習」については、五九、六〇章で盆の十三日の民俗として論じられる。

盆の十三日の魂迎の行事にも：一旦参り墓の石塔の前で焚いて、其火を提灯に移して迎へて来るといふのが多いだらうが、町や墓所の遠い家で無くとも、之をめいめいの門の口だけに焚くといふ例は幾らも有り、又は路の辻や小川の岸から、すぐに家々へ迎へて来るやうに、そこへ出て此火を挙げるものがある。(五九—一二—一〇九—一一〇)

自分の熟知する中部の或地方などは、今は世盛りの人の少年の頃まで、十三日の日の暮には墓の前で、火を焚き提灯に移してから、背へ手をまはしてぢいさまばあさま、さあ行きませうと、負ふ真似をしたものであつたといふ。

(六〇—一五…一一二—一一三)

他に、墓の前の小石を一つ拾って、手背負にしてくる例、新しい荷縄を作りそれで仏様を負うてくる例などが示されている(六〇—一六—一八…一一三)。

五八章では墓の石塔に山から靈魂を招くことが述べられている。

七日又はその以前に、山から降りて来る一筋の小径を、村中が共に出て苧払ふので、それと同時に墓薙ぎといふこともするから、是が高い処から石塔の有るあたりまで、みたまの通路をきれいにしておく趣旨であつたことが判る。

(五八—一五…一〇九)

これらの章では、盆の魂迎えが二段階で行われることが示されている。盆の七日かそれ以前に山から墓(石塔)へ招き、そして十三日に墓(石塔)から家に招くのである。死者の赴く先が墓の地下であれば、七日以前の盆路作りの民俗は成り立たないはずである。そこに山から靈魂を招く必要がないからである。したがって、墓の地下という他界観は、魂迎えの民俗と齟齬する。それは最新の考え方であり、それ以前のものとは異なっているのである。

実際のところは日本人の墓所(ムシヨ)といふものは、

元は埋葬の地とは異なるのが普通であつた。(五六—八…

一〇四)

ここでのムシヨとルビの振られた墓所は、文脈からみて死者の赴く先、あるいは靈魂の日頃留まる場所の意味である(以下

ではこの意味の墓所をムシヨと表記する)。現在は、その場所は墓の地下と考えられるが、元はそうではなかったと柳田はいうのである。なお、柳田は、他界を墓の地下ではなく「地下」とみる観念は言及するだけで取り上げず、埋葬の地で生前と同じ姿で過ごすという考えは否定する(五六—八…一〇四)。死者は靈魂の姿で、墓の地下とは異なる別の場所にいる。このことを前提にしてこの章の議論は開始される。

他界を墓の地下と考えるような、新しい考え方への変化以前の他界の議論は、六五章「あの世とこの世」から始められる。それは、六六章「帰る山」で、「もつと静かで清らかで、此世の常のざわめきから遠ざかり、且つ具体的にあのあたりと、大よそ望み見られるやうな場所」(六六—一…一二二)の想定へと進む。一連の議論は七一章「二つの世の境目」まで続くが、一続きのこの議論の開始の章(六五章)のはじめに、五六章第二、三文と同意の文が記されている。

「昔の人は」あの世は何処に在るか。常にはどういふ場処に留まつて居るのかを、切に知らうとしたのであるが、是にもはや二つの考へ方が出来て居た。私は是を新旧時を異にして、一方が他を改めたものと思つて居る。(六五—四—六…一二〇)

引用部分冒頭の二文は五六章の当該部分と同様であり、この章が六五章への導入であることを具体的に示す標識である。逆にみるならば、五六章は六五章以下の議論をふまえ、それを示唆するために記されているのである。



次に、この六五章からの引用文で「二つの考へ方」というのは、他界を非常に近い場所とする考へ方と、もう少し遠いとする考へ方の二つをいう。前者は、

眼にこそ見えないが招けば必ず来り、又は自ら進んでも人に近づくことが有るとすると、月や季節の替り目のみに、日を定めて行はることよりは、なほ近い処を想像しなければならなかつたわけである。(六五―八…一二二)

と説明され、この例として平田篤胤に由来する「隠世」の考へ方が紹介される(六五―九―一五…一二二)。

しかし、柳田は「古人はさういふ風には考へることが出来なかつたものと、私の思つて居る理由は強い」と述べ(六五―一八…一二二)、この考へ方を否定する。またまを迎え祭るには、それを祭る者に「奉仕者の戒律」(六五―二〇…一二二)が求められる。霊魂が隣にいて「毎日の接触」(六五―二四…一二二)が行われるとなれば、その戒律ゆえに「生者の拘束」は大きなものとなり(六五―一九…一二二)、「家庭の生活は営むことが出来なくなる」(六五―二〇…一二二)。近代になると、齋忌の感覚がよほど弛緩し(六五―二四…一二二)、無寄の遊魂の横溢もあって、そのような幽冥観も形成されたかもしれないが(六五―二七…一二二)、それでも「霊を拝する日の慎しみ」(六五―二五…一二二)を示す「畏怖の念がなほ残つて」いる(六五―二四…一二二)ほどである。古人が霊魂との「毎日の接触」を想像することなどありえない。他界はそんなに近い場所にはなく、霊魂がすぐ隣にいるような

こともない。

さりとて他界が非常に遠くては、月や季節の変わり目に祭祀のためにこの世を訪れることはできない。六六章にいう「帰る山」がかつての人々が考えるその場所であり、近世の篤胤の時代から近代に至って「一方が他を改め」、その場所がさらに近くに寄つたのである。それが「埋葬の地」としての墓ないしその地下を他界とする「最も新しい考へ方」である。盆の魂迎えが二段階構成をとるのは、このような他界観の変化が民俗の上に重層したものである。

このような議論が、「墓所は祭場」という章の議論の冒頭に置かれているのは、かつての霊魂の赴く場所、すなわち「日本人のムシヨ」(五六―八…一〇四)が、埋葬の地でもなく、祭場としての墓所でもない別の場所(山)にあったことを示唆するためである。それは、屋外祭場としての墓所が成立するための条件である。既に述べたように、埋葬の地ないしその地下が霊魂の居場所であるのならば、祭祀の日に山から霊魂を屋外の祭場に招く必要はない。埋葬地に赴きそこで祭るか、あるいは埋葬地から霊魂を招けばよい。霊魂が日頃山に留まるから、祭祀に際して山から招くことが必要なのである。それが祭場としての墓所の意味であり、盆に先立って行われる盆路作りは、そのような他界観を示すものである。

五六章冒頭の議論は、墓所が祭場であるための前提条件を、議論に先立って提示したのである。しかし、この提示は混乱を招いた。それは、第八文のムシヨというルビ付きの「墓所」が

提示する問題である。文脈からいって、既述のように、ムシヨは「死後に我々が行く場所」のことであり、「霊魂が日頃留まる場所」のことを指す<sup>(4)</sup>。

このムシヨをこのように解すると、次のような混乱が導かれる。

五六章第九文は「我々の調査団などでは、当らぬ名かも知らぬが此風習を、両墓制と呼ぶことにして居る」と記される(五六―九・一〇四)。文脈からいって「此風習」は、第八文の「日本人のムシヨ」が「埋葬の地」とは異なるという記述を受けているようにみえる。そうすると、両墓制の一方のいけ墓(いけ墓に該当する他のいくつかの名称があげられているが、ここでは「いけ墓」で代表する)が第八文の「埋葬の地」に相当し、他の一方の参り墓(ここでもいくつかの名称があげられているが、「参り墓」で代表する)が日本人のムシヨに相当するように思える。しかし、「多くは寺に託」された(五六―一・一〇四)参り墓が、死者の赴く先、あるいはその霊魂の留まる場所とは考えられない。他界はそんなに近いところにはないし、参り墓は、盆前に山から霊を招いて祭る場所なのである(五八―一四・一〇九)。

五六章の第一段落、第一文から第八文までの間には、(1)霊魂の留まる場所、(2)みたまを祭る屋外の祭場、(3)死者を埋葬する場所、という三つの要素が論じられている。そして、第二文から第八文までは、(1)と(3)が(もととは)異なることを論じたものである。それは、(2)が成り立つための条件である。そして、こ

の条件提示を終えた後に、第九文からこの章の主題の議論がはじまる。そう考えるならば、その議論は(2)を前提として行われるはずである。したがって、第九文の「此風習」が指示する二つの事項は、第一段落の三つの要素のうち(2)と(3)でなければならぬ。第八文のムシヨは、荒忌のみたまの赴く場所と、祭祀の際に、招かれた霊魂が寄り留まる場所の二つの要素を含むのである。それは、霊魂の(つねの日の、また祭祀の日の)居場所を示す用語法なのであろう。

#### (4) 参拝に都合のよい設備

第九文からはじまる議論は、墓制の変化にかかわる論考が主体となる。このうち、第一一文は参り墓の定義にかかわる文である。その内容は、参り墓の「多くは寺に託し又参拝に都合のよい設備をして居る」(五六―一・一〇四)というものである。これは、参り墓の定義としては肝心のものを欠いているようにみえる。英訳本ではこの部分は次のように記されている。

usually entrusted to a temple which had convenient facilities for worship (五六―一・一〇四)

「参り墓は」通常、参拝に便利な設備を備えた寺に託されている」というのが、この訳文の和訳であろう。原文は、参り墓の多くが寺に託され、また参り墓には参拝に便利な設備があるという意味だから、英訳には原文からの若干のずれがある。そして、英訳でも「参拝に便利な設備」が何を指すのかはわからない。

私は、参拝に便利な設備とは石塔のことであると考える。第一二文は、「石を勅して記念とする風も一般では無かつたので、中古以前の常人の葬地は、其痕跡が甚だ幽かなのである」と述べる（五六―一二・一〇五）。この文は第一一文との対比を意図しているから、近世の常人の葬地が現在も認められるのは、石を勅したからであるという含意をもつ。

また、第一三文は、両墓制の普及する前後、すなわち江戸時代初頭には、三つの墓制があつてそれぞれが「対立して居た」という（五六―一三・一〇五）。対立というのは、それぞれが異なる特徴をもっていたという意味であろう。この観点から両墓制以外の二つの「単墓制」をみると、第一の単墓制の説明は、両墓制のいけ墓の説明と同じである。したがって、この墓制と両墓制との違いは、一方が「樹を植ふたり石を置いたりして」いて、他方の両墓制が石塔を立てていることに求められる。

第二の単墓制は「始めから共同の埋葬地を区劃せず、個々の廟所を以て直接に収蔵の用に宛てた」（五六―一七・一〇五）ことに特徴を持つ。それは、共同の埋葬地を設けない点で両墓制のいけ墓とも第一の単墓制とも異なる。いずれにせよ、第一二、一三文では、中古の墓制と第一の単墓制との比較から、暗に両墓制の石塔への言及が行われていることになる。二つの文は、第一一文の「参拝に都合のよい設備」が石塔であることを示唆するものである。

次に、柳田は五七章で「石塔がもとは埋墓（いけばか）とは独立した祠廟であつたことは前に述べたが、…」と記す（五七

―一六・一〇七）。五六章よりも前の章にはこのことばに該当する記述はなく、五六章にも直截にそのことを記した文はない。しかし、柳田が「前に述べた」というのならば、それは五六章の第一〇、一一文を指すとしか考えられない。「参拝に都合のよい設備」とは石塔のことである。

石塔を「参拝に都合のよい設備」とするのは軽い扱ひのようにみえるが、それは第二三文の「石碑はもともと墳墓では無かつたのだが、両者を一つにする習はしが偶然に盛んになつた為に」という記述（五六―二三・一〇五）に対応する。この部分を英訳本は次のように記す。

The stone monument did not always mark the burial site, but as the double-grave system changed to the single grave practice, … (五六―二三: e 一三〇)

「両墓制が単墓制に変化するにつれ…」という訳文は、「偶然盛んになつた」という原文をとらえていないようにみえるが、この点は次節でふれる。私は、原文で「偶然に…」というのは、「明治大正史世相篇」のなかの次の記述に対応するものと考えらる。

江戸では…わざと郊外に共同の葬地は設けさせなかつた。さうして処々に寺町を区劃して、少しは住民の家数に比して多過ぎるかと思ふほどの寺を建てさせ、各々若干の空地を附与してそこを両用の墓場とし、それを諸国の新城下町も真似たのであつた。菩提所を葬地とすれば石碑が立つにきまつて居る。寺では美観の上からも又面積の節約か

らも、丸二年までには必ず石にすることを勧める。(柳田一九九八a…五一)

ここでは、江戸幕府の施策が個々の廟所を形作り、それが寺に付随していたから石塔が立ったという論点がみいだされる。この過程を柳田は「偶然盛んになった」と表現したのだと思われる。この表現はやはり軽いように思われるが、石塔の建立が必ずしも人々の主体的意志ではなく、国の施策と寺院の活動との歴史的遭遇の結果であるとみるのならば、これらの表現は、それなりの妥当性をもつように思われる。

(5) 個々の廟所を以て直接に収蔵の用に宛てる

第一六文で、第二の単墓制は「新らしい都市、又は人口の日に加はるべき生産地に始まつたもののやうである」(五六—一六・一〇五)と指摘される。新しい都市は、「明治大正史相篇」にいう江戸や諸国の新城下町を指す。人口の日に加はるべき生産地とは、一七世紀から盛んになった新田開発村を意味するのであろう。こういった新しい土地では共同の埋葬地は形成されず、「個々の廟所」に直接に死者を土葬した(五六—一七・一〇五)と柳田はいう。

この「個々の廟所」という柳田の概念は、七三章の次の記述にかかわっている。

いはゆる詣り墓の石塔が立つたのは、ほぼ江戸時代の初期の頃からかと思はれ、それより以前の墓どころといふものは、殆ど完全にその痕跡を留めて居ない。即ち先祖の来

り寄るべき廟所は無く、…(七三—六〇七…一三四)

石塔というものがなかった江戸時代以前には「先祖の来り寄るべき廟所」がないというこの議論は、「廟所」が江戸時代以降の、石塔を備えた、祭場としての参り墓を指すことをいっている。この点からみるならば、五六章第一七文の「個々の廟所を以て直接に収蔵の用に宛てた」という記述は、参り墓に直接に死者を埋葬するようになったという論点を示す。それは、英訳本第二三文の、「両墓制が単墓制に変化するにつれ…」という訳文の妥当性を示している。

「明治大正史相篇」の次の記述は、この過程を別の表現で述べている。

石碑を常人の為に作るやうになつたことは、三百年ばかりの以前の事と見えて、それより古くは少なくとも字を刻んだものは残つて居ない。それも最初のほどは礼拝が目的であつた故に、人を送つて行く野辺とは別の地に在るものが多かつた。土地が次第に利用を進められて、自由な葬地を選定することが困難となり、いつと無く里近くへ其場処を定めることになつて、墓に対する考は又若干の変化を見た。曾ては一種の忘却方法であつたものが、後には永久の記念地と化し、人は競うて大小の石を立てて、各々祖先の埋葬所といふ土地を占有しなければならぬやうになつた。(柳田一九九八a…五一〇)

石塔は江戸時代初期から作られるようになったが、はじめそれは礼拝用として、埋葬地とは別の場所に設けられた。両墓制

ということばは用いられていないが、引用中のこの一文は、両墓制成立の歴史過程を、柳田が指摘した一文である。

この場合、礼拝地を別の場所に設けたのは、わざわざ遠くの野辺まで行かなくてもよいという意味であろうか。「亡骸はやがて朽ちて行くものとして、遠く人無き浜や谷の奥に隠して」(柳田 一九九八 a・五〇九) という記述や、葬地を「いつと無く里近くへ其場所を定めることになつて」(柳田 一九九八 a・五一〇) といった記述は、石塔が立つようになったその時点で、野辺が遠くにあったことを述べている。この文脈のなかで、礼拝用の石塔が「別の場所に」設けられたという議論を理解するならば、それは礼拝の利便性によるという論点を示すものということになる。<sup>5)</sup>

次に、引用文は、やがて土地の開発が進んで葬地が集落近くに設けられるようになると、墓を家々の永久の記念地とする考え方が生じて、人々は埋葬地に石塔を立てるようになったとする。ここでいう土地の開発とは、「先祖の話」と同じく、一七世紀以降の新田開発の動きを指すのであろう。

いずれにせよ、引用した記述は、江戸時代以降の、事象のこのような歴史的推移を述べている。この場合、引用部分の「各々祖先の埋葬所といふ土地を占有しなければならぬやうになつた」という表現は、集落近くの新たな葬地が、家ごとに区画され、配分されていたという論点を示している。これを廟所と考えるならば、五六章第一七文の「個々の廟所を以て直接に収蔵の用に宛てた」という記述は、人々が土葬家墓を設け、そ

こに石塔を立てたという議論となろう。

私は、五六章第一七文を、七三章の記述をもとに、参り墓に死者を埋葬するようになったと理解したが、「世相篇」の記述からは、家ごとに区画された土葬墓に石塔が立ったという、それとは異なる歴史過程の主張が読み取れる。英訳本第二三文の訳文は、後者の理解には当てはまらない。柳田は「先祖の話」五六章で、「世相篇」の議論を修正したのである。後述するように、「先祖の話」の立論の方が、高い体系性をもっている。

(6) 我々の先祖祭の方式をやや不明にする

この「第二の単墓制」は「我々の先祖祭の方式をやや不明にした」(五六―一八・一〇五)。これに続く次の第十九文は、第二の単墓制形成によって「やや不明」になった状況の、具体的例示による説明である。

同じ関東の平野の間でも、今なほ墓前に簡略な棚を設けて、盆には参つてほかひをする村が有るのに、東京などでは盆中は墓は空家だと考へて、之を省みる者が無いのである。(五六―一九・一〇五)

同じ第二の単墓制をもつ同一地域のなかで、現在の時点で、盆の祭祀のやり方に二種のものがあるのは、一つの混乱である。それは確かに、先祖祭の方式が不明になったことを意味しよう。しかしながら、この例示では、生じた混乱と導入された第二の単墓制との関連がよく分からない。第一八、一九文を理解するためには、もう少し先まで本文を読む必要がある。

両墓制や第一の単墓制では、死者の埋葬地点は忘れられ、「肉体の…消滅によつて」(五六―一五…一〇五)その去来が自由になった霊魂を別の場所で祭った。第一の単墓制の場合、その場所は明示されていないが、両墓制では参り墓で祭ることになる。この点は、次のように述べられる。

つまりは石塔が又一つの古い霊位であつて、盆にはもと  
茲へみたまを迎へて祭つたのが、…(五六―二二…一〇五)  
こつでいう「霊位」は、英訳本のいう「originally built for the  
soul to rest on」(五六―二二…e一三〇)、すなわち「霊魂の  
宿る場所」である。人々は霊魂を参り墓の石塔に招き、そこに  
赴いて祭つたのである。

ところが、やがて祭場は「追々に家の中に移」された(五六  
―二〇…一〇五)。あるいは、「後々第二の祭場を家のまはりに  
設けることになつた(五六―二二…一〇五)。屋外の石塔で  
霊魂を祭る時代から、家屋内の祭場で祭る時代へという変化が  
生じたのである。こうして、家の祭場に霊魂を招く儀礼が形成  
された。五八章から、「仏法の感化」のもとでも「保存せられ  
ている」「古い習はしの若干」が検討されるが(五八―一…一  
〇八)、第2節で紹介したように、五九、六〇章で論じられる  
石塔から霊魂を家に招く儀礼がこれに相当するものである(五  
九章、六〇章…一〇九―一一三)。もちろん、これらは石塔建  
立慣習の確立以後の出来事である。

なお、家の中に移された祭場とは、仏壇と呼ばれる「常設の  
魂棚」(第四章…七六―七七)のことである。家のまわりに

設けられた第二の祭場は、「毎年の盆祭の為に造る」(四一―一…  
七六)魂棚(精霊棚)を指す。これを「第二の祭場」と呼ぶの  
は、次の記述にかかわる。

ともかくも既に常設の祭壇が備はつていのに、別に盆  
だけの魂棚をこしらへるのは、無用なやうな感じがせぬで  
も無い。(四一―一〇…七七)

こつでいう「常設の祭壇」は常設の魂棚ないし「常設のいはゆる  
御仏壇」(四一―二…七六)のことである。引用文は「盆だ  
けの魂棚」の設置以前に、常設の祭壇がすでに存在することを  
述べている。したがつて、前者は第二の祭場と呼ばれるのであ  
る。

このような精霊棚の設置は、「是非とも新たに棚をこしらへ  
て祭るべき場合があつて、それを花や灯火を以て美しく飾るこ  
とに、非常に力を入れる風が始まつた為…」(四一―一一…七  
七)に行われるようになった。

その「祭るべき場合」は、次のようなものである。

過去一年の間に世を去つた荒忌のみたまを、…盆の魂棚  
は特に其為のものを美々しく飾り、又はただ其場合のみに  
精霊棚をしつらへるといふ土地も処々にあつて、…(三九  
―三…七三)

荒忌の霊魂を祭るために、精霊棚を作り美しく飾つたのであ  
る。そのため、「さふいふ家では、もう精霊といふ語を新亡の  
ことだと、解して居た者も少なくはない」(三九―三…七三)  
ということになった。三九章では、これは「現在の盆の精霊」

の祭祀方法として説明されるが(三九一—三三二・三七二—三七三)、その成立は家内への常設の祭壇の設置後の、近世から近代にかけてのことであるというのが、柳田の議論である。

なお、第二の祭場が「家のまはり」に設けられたというのは、次のような民俗に基づくと思われる。

新たに世を去つた人の喪の穢れを、既に清まはつたままの祭に近づけまいとした心遣ひは、今でも荒棚の構造の上に見られて居て、或は此棚を軒の端に設けたり、又はわざと今年竹を柱に用ゐて、それを青葉で包んだり、成るべく常の魂棚とちがへようとする例もまだ多いのだが、：

(五〇—二二・九三—九四)

ここでの「荒棚」は、文脈からみて、「過去一年の間に世を去つた荒忌のみたま」のために作られた盆の魂棚(精霊棚)をいう。その荒棚を「軒の端に設け」た民俗が、「家のまはり」と表現されたのであろう。

いずれにせよ、このような、家の中、あるいは家のまわりの祭場の整備によって、霊魂を家に招いて祭る習俗が形成された。それは一方で、墓の地下に死者が赴くという新しい他界観の形成を導いた。同時にそれは、他方で「それ〔石塔〕が漸く不用にならかけて居る」(五六—二二・一〇五)という事態を招くことになった。東京などで盆中に墓を省みることがないのは、このことによる。

ただし、墓は完全に不用になつたわけではない。「之〔祖霊〕を迎へに行くといふ十三日の祭」(五六—二〇・一〇五)があ

るからである。しかし、「十六日早天の盆送りに、墓へは参らぬ」ことに不審を抱く者はもういない(五六—二〇・一〇五)。両日の祭祀方法の相違が、石塔(参り墓)の位置づけの変化を示す、過渡期の民俗であることに誰も気がつかない。それは、家で祖霊を祭る民俗が定着しつつあるからである。第二一文で「それが漸く不用にならかけて居ることを知らぬのである」というときの、「知らぬのである」という柳田の文言は、このような意味に解されると思う。<sup>6)</sup>

この変化と同時に、もう一つの変化が生じた。埋葬地の礼拝である(五六—二二・一〇五)。石塔は江戸時代からの古い霊位であつて、人々はそこに霊魂を迎えてその場所で祭つた。その参り墓に死者が埋葬されるようになると、霊魂の祭祀は、埋葬地点となつた参り墓の石塔で行われることになる。それは、そこに埋葬された死者を直接に礼拝するという発想を生む。このことには外国思想(仏教と儒教を指す(五六—二二・e一三〇))が、最も徹底した影響を与えた(五六—二二・一〇五)。

こうして、「今なほ」墓前でほかひをする村々が関東平野にみられるのである。第二二文にいう「この埋葬地の礼拝」は、第一九文にいう墓前で行うほかひ儀礼を指すものと思われる。五六章にはこれ以外に、「埋葬地の礼拝」に該当する記述はないからである。

第二の単墓制は、家で霊魂を祭るのではなく、埋葬地で霊魂を祭る村々をうみだした。二種の祭祀方法が形成され、先祖祭の方式が不明になつた。この変化が「やや」(五六—一八・一

○五」と形容されるのは、多くの地域ではもはや墓でほかひすることはなく、家の祭壇で靈魂を祭っているということである。墓でほかふのは少数派である。「やや」という評価はそれ故のものであると思われる。

なお、第二二文は「しかし外国思想の影響といふものが問題になるとすれば」と書き出される。冒頭の「しかし」という逆接の接続詞は、第一九〇二一文で盆の祭祀が論じられていることに関連すると思われる。盆儀礼には外国思想（この場合は仏教）の影響を受けた部分がある。しかし、埋葬地の礼拝には、外国思想はそれ以上の強い影響を与えたというのがこの接続詞の意味であろう。

五六章で論じられたこれらの変化は、石塔建立慣習が成立して以降のものである。そしてその結果、「死の聯想から出来るだけ早く離脱して、清い安らかな心で故人の靈に対したいといふやうな、願ひを抱く者が昔は多かつたこと」（五六―二四・一〇五）が忘れられ、神と先祖の間の距離が深まった（五六―二五・一〇五）。ここでいう「昔」は、変化の以前、すなわち江戸時代初頭のことである。

そして、このような神と先祖の離反は、「みたまのふゆ」が氏子ばかりに篤いことを不明にした（五六―二六・一〇六）。みたまのふゆは英訳本で「special favors」（五六―二四・e 三―）とされ、神の恩寵をいう。恩寵が氏子に集中するのは、神が彼らの先祖だからである。このことが理解されないのは、神と先祖が隔たり、神が縁の遠いものになったからである。

#### (7) 第二の主題をめぐって

以上の検討のなかでは、本章の主題の②としてあげた、墓所がもとは荒忌のみたまを別に祭るために、考えだされた隔離であったことについての議論がみいだされない。その議論は、第一〇、一一文に潜んでいる。

第一〇文はいけ墓の属性を、「やがては不明になり、又さうなるのを好いとして居る処もある」（五六―一〇・一〇四）と述べる。第一一文は「之に対して他の一方には」と始まり、参り墓がいけ墓に対応するものであることを指摘する。その後の「多くは寺に託し又参拝に都合のよい設備をして居る」（五六―一一・一〇四）という記述は、いけ墓の属性記述に対比される、参り墓の属性の記述である。

「参拝に都合のよい設備」、すなわち石塔で「参拝」するのは、対になるいけ墓に葬されたその死者の靈魂である。この場合、その靈魂は、荒忌のみたまである。第一一文の「多くは寺に託し」という参り墓の属性の記述が、このことを示している。

柳田によれば、仏教は、死んで間も無い身うちの供養を主導した。「仏法の末流には死穢を厭はぬ者が多く、又その供養も主として新しい死者に向けられて居たのだが」（三六―三一・六八）という記述は少し乱暴であるが、仏教僧侶の教化活動のあり方を示している。そして、そのような教化活動の結果、さらに、人々の「新たな死者に対する追慕の情が濃かになり、回向追慕の作法が繁くなる」（二二―一九・四二）ことになった。



参拝の石塔の建立も、この教化活動の一環である。それは、新死者の供養に指向する追善行為である。寺に託された参り墓では、いけ墓に葬された死者の荒忌の霊魂が祭られたのである。同時にそれは、清まわった霊魂を祭る祭場とは異なる場所を、人々に提供することでもあった。

「明治大正史世相篇」において、両墓制の成立を「(石碑(石塔)は)最初のほどは礼拝が目的であつた故に、人を送つて行く野辺とは別の地に在るものが多かつた」(柳田 一九九八a・五一〇)ととらえた柳田は、「先祖の話」五六章でその両墓制を、死体をいけ墓に葬し、その死者の荒忌の霊魂を参り墓で拝すものと把握した。それは、「忌と穢れとを嚴重に遮断して」(五五―二〇…一〇三)清き先祖霊を祭るための、人々の配慮である。

柳田によれば、参り墓は二つの側面をもつ。一つは、「新たな死者に対する追慕の情」を回向の形で定着させる装置という側面である。これは、埋葬地の礼拝が盛んになるにつれて強調されることになったと思われる。「荒盆新精霊などといふ悲しみを分つ礼儀が、近代は殊に濃厚になつてゐる」(二一―一七…四一)のも、この強調の一つの結果であろう。

もう一つは、「荒忌のみたまを別に祭らうとする、先祖の神に対する心づかひ」をあらわす装置という側面である。これが両墓制成立時の参り墓の位置づけである。柳田はこの後に、その両墓制が変化して、第一の側面が強調されていく様相を論じたから、五六章冒頭の主題提示文にいう「もとは」というのは、

両墓制成立時のこの様相を意味する。

柳田はそれを「考へ出された隔離では無かつたか」(五六―一〇四)という。それは、仏教寺院の提供する石塔の論理を、人々が別のコンテクストで理解し受け入れたということである。荒忌の霊魂は清き先祖霊とは一緒に祭ることができない。人々のこのような心意(「先祖の神に対する心づかひ」)が、石塔を前者を祭る場所として理解させ、その習俗を受容せしめた。それは確かに、人々がその時代の固有の条件のもとに、その時代に考え出した隔離である。江戸時代初期には、荒忌の霊魂と清き祖霊の分離という祭祀規範が強く生きていたと、柳田はみているのである。

もちろん、同じことは、それ以前の時代にも生じていたと考へなければならぬ。それぞれの時代にそれぞれの条件があり、その条件のもとで人々は民俗を営む。その時間的な推移、すなわちその変化の連続が、事象の全体を構成しているのである。

#### 四 「先祖の話」と両墓制論

「先祖の話」五六章から読み取ることができ柳田の両墓制論は、以上のようなものである。柳田は、「葬制の沿革について」で葬地と祭地の二つをもつ墓制の存在を指摘し、「明治大正史世相篇」では、祭地の別置が礼拝の便宜のためであるとの見解を打ち出した。「先祖の話」では、祭地の別置を、荒忌の霊魂の祭祀を清まわった霊魂の祭祀から厳密に分離するため

に形成された慣行とみた。

「先祖の話」の主題は、「毎年の年頭作法」と「先祖祭の集会慣習」が「もと同じ行事の、二つの側面を示すものでは無かつたらうか」という仮説（二四―一七・三一）を論証することにある。そのために柳田は、「盆と正月と両度の魂祭が、各々一方に偏して発達するやうに」なった（三七―一・六九）その変化を詳細に論じて、もとの姿に迫ろうとする。盆の魂祭は、仏教の干与と不祀の霊の増加によって、家の荒忌の霊魂の祭祀に力点が置かれるようになり、荒盆新精霊などの「近頃死に別れた者のある家だけの、悲しい行事のやうになつて来た」（二四―一七・四七）。正月の魂祭は、「正月全体の儀式から、段々と切離」されて（三一―一二・五九）、月や日を違えた多様な祭祀形態が生れていった。しかも、「盆行事の仏教化の、反射作用」（三五―七・六五）によってみたま思想が変化し、「（正月の）魂祭が即ち先祖の祭であつたこと」（三一―一六・五九）が忘れられていった。

このような変化の以前の二つの魂祭は、「家へ先祖の霊の戻つて来る嬉しい再会の日であつた」（二五―一六・三二）。しかしながら、その年に、あるいは最近に不幸のあつた家々では、「十年二十年と何の不幸も無く、安らかに暮らして居る家々」（二二―一七・四一）と同じように魂祭を行うことはできない。

柳田は、「死穢の恐怖が我々の弱味であり、それが同時に又念仏宗門の、浸潤する機会でもあつたことは疑はれないが、」（五〇―一三・九四）と述べる。「念仏宗門の浸潤する機会」と

は古代末期以来の念仏信仰の隆盛をいうのであろうが、その時代を含めていつの時代にも、人々は「新たに世を去つた人の喪の穢れを、既に清まはつたみたまの祭に近づけまいとした心遣ひ」（五〇―一二・九三―九四）を示してきた、と柳田はいうのである。

荒忌の霊魂には、つねに別の祭祀機会が設けられなければならない。そして、そのような祭祀機会の一つとして、江戸時代はじめという時代に、石塔という文化要素の導入をきっかけに成立したものが、参り墓であり両墓制である。柳田はこのようにして、「先祖の話」で展開する霊魂論のなかに、両墓制を位置づけたのである。

ただ、江戸時代以前の荒忌の霊魂の祭祀がどのように行われていたかは明確ではない。柳田が、「以前は事によると荒忌の霊だけは、日をちがへ人を変へて、別の席で供養をして居たこと、ちやうど荒年の初みたまの如くでは無かつたかと思ふが、それにはまだ確かな証拠が無い」（五一―一・九四）と述べるとき、この「以前」というのは、両墓制の成立した江戸時代よりも前の時代のことである。したがって、柳田の視点からいえば、両墓制以前の霊魂祭祀の探究は、古代中世の荒忌の霊魂の祭祀の姿を究めることにある。

この点で興味深いのは、一九四八年に記された柳田の次のことばである。

「両墓制は」死人を送つた野邊を出来る限り早く見棄てて、別に便宜の地に永遠の祭場を設けようとするもので、

現在は多くは石塔を立てますが、石工の進まぬ前はただの林地であり、又は樹であり、岩であり、もう一つ以前は家の周囲であつたとも考へられますから、：(柳田 一九四八・三)

柳田は「明治大正史相篇」のなかで、「遠い荒野や寂しい山に愛する者を捨てて行くのは猶忍びないので、それがいつと無く家の傍の礼拝所に埋める習はしとはなつたのである」と述べ(柳田 一九九八a・五一〇)、かつて「家の傍」に「礼拝所」があり、そこがやがて葬地になっていったことを論じている。その葬地とは、今でも「南九州や関東奥羽の山村の、屋敷に接した控へ地の片隅などに」残っているものをいう(柳田 一九九八a・五一〇)。

一方、柳田は「葬制の沿革について」のなかで、「屋敷と接近した控へ地の片隅などに、先祖代々の石塔を守護して居る例」や、その「墓場が今尚埋葬所として、使用せられて居らぬもの」の存在を指摘する(柳田 二〇〇一・一九八)。前者は「世相篇」でいう「屋敷に接した控へ地の片隅」の葬地であり、後者は、葬地になる以前の同じ場所、すなわち「家の傍」の礼拝所の姿を伝えるものを指す(加藤 二〇一二年a・五四〜五七)。

柳田は、家の傍の礼拝所に死者が埋葬されるようになるのを古代以降と想定していたが(加藤 二〇一二年a・五六〜五七)、一九四八年の論述からの引用部分にいう「家の周囲」にあつた永遠の祭場とは、古代かそれ以前に遡り得るこの礼拝所を指す

のであろう。

なお、同じ引用のなかで「又は樹であり、岩であり」というのは、「世相篇」の「字を知らぬ人たちはただ其辺の樹木の枝ぶりや、自然の岩石の形によつて其場所〔葬送地点〕を覚え、時折の花をささげ涙を流しに行つたが：」(柳田 一九九八a・五〇九)という記述の、「其辺」の樹木や自然の岩石を指すものと思われる。これらは、「末には忘れてしまふのが当り前」(柳田 一九九八a・五〇九)なので「永遠の祭場」ではないが、葬送地点の傍ら、すなわち葬送地点とは別の「便宜の地」に設けられた祭場とみることができよう。

「先祖の話」で柳田は、葬地、荒忌の靈魂の祭地、そして清き靈魂の祭地という三つの要素を論じている。前二者は両墓制を構成する概念枠組みであるが、「先祖の話」では、後二者が、二つの靈魂觀念を具現する祭祀機会ないし祭場として中心的に論究される。葬地は、死体の「速かに消えてしまふ」(七〇—四・一二九)ことを目的とする場所として位置づけられる。しかし、葬地が靈魂の祭場と対比的に論じられたり、葬地の議論が「先祖の話」の議論の中心に置かれることはない。五六章では、いけ墓と参り墓がセットにされて論じられるが、このような議論はこの章と次章のみのものである。「先祖の話」の全体では、セットとして対比的に論じられるのは荒忌の靈魂と清き靈魂であり、両者の祭祀と祭場である。

二つの靈魂の祭場は、近世から近代にかけて、家屋周辺、および家屋内にも設けられるようになった。盆の荒棚と家の御仏

壇（先祖棚）がそれである。これらは、それぞれ参り墓の石塔および氏神の社殿等と同等の意味をもつ、その代替物である。霊魂祭祀の祭場という観点からみるならば、参り墓の石塔と家の荒棚は、後者が後からできたというのみで、同じ荒忌の霊魂を祭る同じ祭場である。もちろん、後者は常設ではないが、盆の祭祀に占めるその位置は前者と同じである。あるいは、後者の設置のおかげで、前者は「漸く不用になりかけて居る」（五六―二一・一〇五）のである。

この意味で、「葬地と参り墓（石塔）」、「葬地と荒棚」は、同一の機能セットの時代による変化相である。前者を取り上げて論ずるのなら、後者も同じように取り上げて論じなければならぬ。前者を両墓制と呼ぶのなら、後者も両墓制である。もちろん、どのような墓の定義をとるにせよ、荒棚は明らかに墓ではないから、この名称は不適切である。「両墓制の名は或は當らぬといふことになるかもしれません」（柳田 一九四八・三三）という柳田の言は妥当である。

「先祖の話」における柳田の観点からいえば、両墓制という概念枠組みを強いて設定する理由はないように思える。あるいは、両墓制という枠組みでは問題をとらえきることができないはずである。論ずべき要素は三つあり、柳田にとって重要なのは葬地ではなく残る二つだからである。「當らぬ」のは名称ではなく、概念枠組みそのものである。

五六章で江戸時代はじめの両墓制の成立を論じた柳田は、同じ章で同時に、両墓制の変容を論じる。両墓制は成立してすぐ

に、柳田が第二の単墓制と呼ぶ、石塔付き家墓建立への指向に取って替わられていった。この動きは、霊魂の祭場を家や家の回りに設ける動きとあわさって、他界観念と霊魂を招く儀礼に変容をもたらした。同時にそれは、墓に対する人々の観念も大きく変えることになった。墓制にかかわる新しい動きは、墓制の民俗や他界観、霊魂観に大きな変容をうみだしているのである。

柳田は、このうちの他界観に関する変容を、近世の後半以降から明確になったとみている。すでに述べたように、柳田は六五章で、他界を非常に近いところにあるとする平田篤胤以降の神道の発想を、柳田の師、松浦荻坪の教えを紹介しながら示している（六五―九一―一六―一二二）。松浦の教授は明治時代のことである。柳田はその発想を否定したが、そのような発想をうみだした「信仰の推移」が、「近代人の幽冥観」の変化とかわるものであることを指摘する（六五―一七、二七―一二一、一二二）。新しい他界観の形成過程は近代におよぶのである。柳田が「最も新しい」（五六―一六―一〇四）ということのことである。これは、参り墓への土葬が墓に対する観念の変化をうみ、それが近世後半以降、近代にいたって他界観の変容をうみだしつつあるという視点であろう。また、柳田が石塔を「古い霊位」（五六―二一・一〇五）とするのもこのことにかかわっている。ここで論じられている時代からみるならば、近世初頭に由来する石塔は古いのである。

一連の変化は一九四六―一九四八年の時点でも続いている。

柳田は、一九四八年の論文で、「両墓制は日本の全集落のうち「古い方の半分にしか是「両墓制」は行はれて居らず、それも追々に滅び去らうとして居ります」と述べる(柳田 一九四八…三三)。

両墓制がまだ「半分」で行われているというのは、変化のはじまりが古くないことを示し、それが追々に滅ぶというのは、その変化の動きが現在も続いていると柳田がみていることを示す。先祖祭の方式の不明化の例として東京の事例があげられているのも(五六―一八・一〇五)、同じ見方を示す一例である。

特定の時代に特定の条件の下で生成された制度は、生成されると同時に変容の過程に置かれる。それは、制度の物理的变化からはじまって観念の世界の変革におよび、近現代にいたっても止むことなく続く。柳田はそのことを解析し、多くの資料を用いて裏付けながら、実証的に論じているのである。

同時に柳田は、変容は全面的な切り替えなし入れ替わりではないと論ずる。新しい考え方が生じても、それは古いものを完全に置き換えてしまうのではない。両者は併存する。廟所から靈魂を迎える習俗は、山から靈魂を迎える習俗とともに行われる。「仏法の感化」があっても、「古い習はしの若干はまだ其間に保存せられて居る」(五八―一〇八)。それ故に、「古い世の姿はこの方面から、探り求められる…」(三六―三一…六八)のである。

## 五 むすびにかえて

柳田の両墓制論は、「先祖の話」で展開する靈魂観の議論のなかに、参り墓(石塔)という民俗の形成過程を、荒忌の靈魂の祭場と位置づけて組み入れたものである。柳田は、葬地と祭地の対比として問題をとらえ論ずることよりも、荒忌の靈魂と清き靈魂(清まわった靈魂)を対比させ、歴史過程のなかでの前者の強調による、靈魂観全体の変容という論点を論ずることに力を入れている。「先祖の話」のなかで柳田の両墓制論が占める位置は周辺的である。五六章と五七章の二章でのみそれが扱われていること、また五六章の記述が予定変更らしいこと(五六―一〇四)なども、このことを示すものである。

柳田が一九四八年に「両墓制」を取り上げたのは、この問題に改めて焦点を当て、新たに考えてみようとする意図を示したものである。その後の研究のなかで、柳田の議論はどのよう展開していったのであろうか。今日、両墓制研究史において、「葬制の沿革について」のなかの議論が繰り返し取り上げられるのに比して、「明治大正史世相篇」での柳田の言及や「先祖の話」の議論は、取り上げられないかほとんど取り上げられることがない。それは、その後の研究に、柳田の議論が役割を果たしていないことを示すように思われる。実際の民俗研究の場で、柳田が研究集団をどう指導していたのかはよく分からないが、二つの文献に著された柳田の見解はいかされなかったであろう。

ただ、柳田の議論も、両墓制を、近世から近代にいたる家觀念の析出過程が、墓制民俗の領域におよんだものの一つとする見方をとっていない。柳田は、「先祖の話」のなかで家觀念の議論を主題の一つにするが、それは靈魂觀と稲作との連関のもので、家の永続性という問題を設定したものである。その議論は通時的な立場を主張しており、特定の時代における家觀念と墓制との関連を論じたものではない。この点で、柳田の両墓制論も問題をとらえるのに十分なものとはいえないと私は考える(二〇二三・一・一五)。

#### 註

(1) 本稿は、二〇一二年二月八日に宮城学院女子大学キリスト教文化研究所で行った研究報告を改題し、まとめたものである。当日ご教示をいただいた方々に謝意を表したい。

(2) 柳田は、「ちやうど神道発達の一つの時期、即ち氏とも産土とも関係の無い、他処の大きな御社に参詣して、人が思ひ思ひの祈願を籠めるやうになつた時」(五三―六・九九)に、神とみたまの間に靈神という「新たな階級制が打立てられた」(五三―九・九九)という。神と靈魂の距離がさらに引き離されたのである。

「神道発達の一つの時期」というその時期は江戸時代であろう。人々が他所の大きな神社に参詣する風は、江戸時代に「享保年間伊勢参宮五十万人をはじめとし、高野山・本願寺・金刀比羅宮・善光寺のほか、各地の靈山・地方社寺、西国札所・四国霊場等、それぞれ龐大な民衆を年々吸引するに至った」のである(新城 一九八八・一三八〇)。

(3) 引用文中に「ちやうど荒年の初みたまの如くでは無かつたか」という記述がある。これは、三六章第二〇文以下の次の議論を指す。

其年内に不幸のあつた家へは、大抵は年取の祝ひ前に、あら年の見舞に行くのである。…さうして又さふいふ(あら年の見舞い)に行きつつ「自分たちばかりで世の常の正月をする」ような「めでたい家々でも、別に自分の家のみたま祭はして居るのであつた。(三六―二四―二六・六八)

「其年内に不幸のあつた家」では、あら年の見舞いは受けるが、自家のみたま祭は行わない。「めでたい家々」では、年取りの祝いの前にあら年の見舞いを行い、それとは別に自家のみたま祭を行う。このことは「魂祭にも二種」あつたことを示すものだと柳田は論じている(三六―二七―三〇・六八)。

岩本はこのムシヨに関して、「葬制の沿革について」に同じ語が用いられていることを指摘する(岩本 二〇〇六・三六―三七)。「葬制の沿革について」でのこのことは、三昧などの埋め墓(柳田のいう共同墓地)を指す(柳田 二〇〇一・一一〇二)。

それは五六章第八文の「埋葬の地」と同じ意味であり、それは第八文の「日本人の墓所(ムシヨ)」といふものは、元は埋葬の地とは異なるのが普通であつた」という部分が意味をなさなくなる。このムシヨは「葬制の沿革について」の用語法とは異なっている。

(4) この点について、柳田は一九四八年の「社会科教育と民間傳承」のなかで、次のように述べている。

「両墓制は」死人を送つた野邊を出来る限り早く見棄てて、別に便宜の地に永遠の祭場を設けようとするもので、…(柳田 一九四八・三三)

(5) 「便宜の地」というのは「世相篇」以来の主張を継承したものである。

柳田は「葬制の沿革について」で、「家々の之(墓場)」に対する考へ方を知る為に、盆の魂迎へ魂送りなどの地に向つて営まれるか」を知る必要があると述べ、その二つの地が異なることを指摘する(柳田 二〇〇一・一一〇)。しかし柳田は、その相違が家々の墓場に対するどのような考え方を示すのかについてはその時点では論じていない。「先祖の話」のこの記述は、「葬制の沿革について」で提示した課題に対する答えである。

(6) 「葬制の沿革について」で、「家々の之(墓場)」に対する考へ方を知る為に、盆の魂迎へ魂送りなどの地に向つて営まれるか」を知る必要があると述べ、その二つの地が異なることを指摘する(柳田 二〇〇一・一一〇)。しかし柳田は、その相違が家々の墓場に対するどのような考え方を示すのかについてはその時点では論じていない。「先祖の話」のこの記述は、「葬制の沿革について」で提示した課題に対する答えである。

参考文献

- 伊波普猷 一九二七 「南島古代の葬儀」『民族』二―五  
岩本通弥 二〇〇六 「戦後民俗学の認識論的変質と基層文化論」柳田葬制論の解釈を事例として」『国立歴史民俗博物館研究紀要』一三二号  
加藤正春 二〇一〇 「附論 共同墓の論理 宮古諸島の改葬墓と本土他府県の埋め墓と」『奄美沖繩の火葬と葬墓制』榕樹書林  
二〇一二 a 「柳田国男の「葬制の沿革について」と沖繩の葬墓制」『沖繩文化』一一―一号  
二〇一二 b 「畑の一隅に死者を葬る習俗をめぐって 葬送・墓制史の理解のために」『岡山民俗』二二三号  
新城常三 一九八八 『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房  
最上孝敬 一九五六 『詣り墓』古今書院  
柳田国男 一九四八 「社会科教育と民間傳承」『民間傳承』一二―七  
一九九八 a 「明治大正史世相篇」『柳田国男全集第五卷』筑摩書房  
一九九八 b 「先祖の話」『柳田国男全集第一五卷』筑摩書房  
二〇〇一 「葬制の沿革について」『柳田国男全集第二八卷』筑摩書房
- YANAGITA Kunio (MAYER, Fanny Hagin and ISHIHARA Yasuyo trans.) 1988 *About Our Ancestors The Japanese Family System* Yushodo Co. Ltd.